

公益社団法人西宮市シルバー人材センター地区地域班規程

(目的)

第1条 公益社団法人西宮市シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、会員相互の連帯意識と親睦を基調に、センターと会員との緊密な連絡体制を整え、積極的意欲を持ってセンターの事業を遂行すると共に、地域の発展に貢献するため、会員の居住地を基準として、地区地域班を組織する。

(組織)

第2条 センターの地区地域班は、次のとおりとし、それぞれの範囲は別図のとおりとする。

	地区	地域班
1	夙川地区	1～6班
2	中央地区	1～5班
3	浜脇地区	1～5班
4	津門・今津地区	1～4班
5	鳴尾地区	1～6班
6	鳴尾南地区	1～6班
7	瓦木地区	1～6班
8	甲東地区	1～6班
9	塩瀬・山口地区	1～3班

なお、地域班の編成については、会員の増減により変更する場合がある。

(各種委員会との連携)

第3条 地区地域班役員会は、地区活動委員会、及び他の委員会と連携して地区地域班活動の推進に努める。

(地区地域班の役員)

第4条 地区地域班の役員として、リーダー及びサブリーダー、班長及び副班長、広報紙配布責任者及び副責任者、会計責任者を置く。

(地区地域班役員の任務)

第5条 地区地域班役員の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)センターの目的及び理念を班員に周知し、会員相互の自主性を高め、業務の推進に努める

- (2) 広報紙配布関連業務及び公園遊具等安全点検(公園パトロール)に関する会員の確保と衡平な配置を行い、業務の円滑な遂行に努める
- (3) 会員に、センターからの連絡事項の伝達及び文書等の配布を行う
- (4) 会員の意見、要望等の伝達、調整等を行う
- (5) センターの目的達成のために必要な情報の収集等を行う
- (6) リーダーは、地区の他の役員と協力し、地区地域班を取りまとめ、センターとの連絡にあたる
- (7) サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、リーダーの任務を代行する
- (8) 班長は、副班長と協力し、班を取りまとめ、リーダーの任務に協力する
- (9) 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、班長の任務を代行する
- (10) 会計責任者は、地区地域班の経理事務の責任者としての任務を果たす
- (11) 地区役員は、センター活動上知り得た機密事項や他の会員の個人情報に該当することは、一切第三者に漏らさず、適正に管理すること。

(地区地域班役員の任期)

第6条 地区地域班役員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の地区地域班役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 地区の会議は、地区総会及び地区地域班役員会等とし、リーダーが招集し、座長となる。

②④

2 広報紙配布担当者会議は、広報紙配布責任者が招集し、座長となる。

3 地区の会議、広報紙配布担当者会議座長は、必要に応じて、理事及び委員会委員等の出席を求めることができる。④

4 地域班の会議は、地域班集会とおし、班長が招集し、座長となる。

(経費)

第8条 理事長は、地区地域班の活動のために必要となる会場費等の経費を、予算の範囲内で支給することができる。

(経費の報告)

第9条 経費の報告は、別に定めるところによるものとする。

(理事候補者及び委員会委員の推薦)

第10条 地区地域班役員会は、必要に応じて、理事候補者及び委員会委員を推薦することがで

きる。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会において決定する。

附 則(平成16年2月16日議決)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前に、この規程の実施のため必要な準備を行う場合は、そのために必要な範囲に限り、この規程が施行されたものとみなす。

附 則(平成17年3月9日議決)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月16日議決)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則(平成28年10月26日議決)

この規程は、平成28年6月1日より施行する。

附則(平成30年3月27日議決)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則(令和元年7月30日議決)

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附則(令和3年3月29日議決)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則(令和7年10月30日議決)

この規程は、令和7年11月1日から施行する。